

元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま



# 香川県 高松市の事例

---

資料提供：香川県 高松市 地域共生社会推進課

資料作成：広島県 地域共生社会推進課

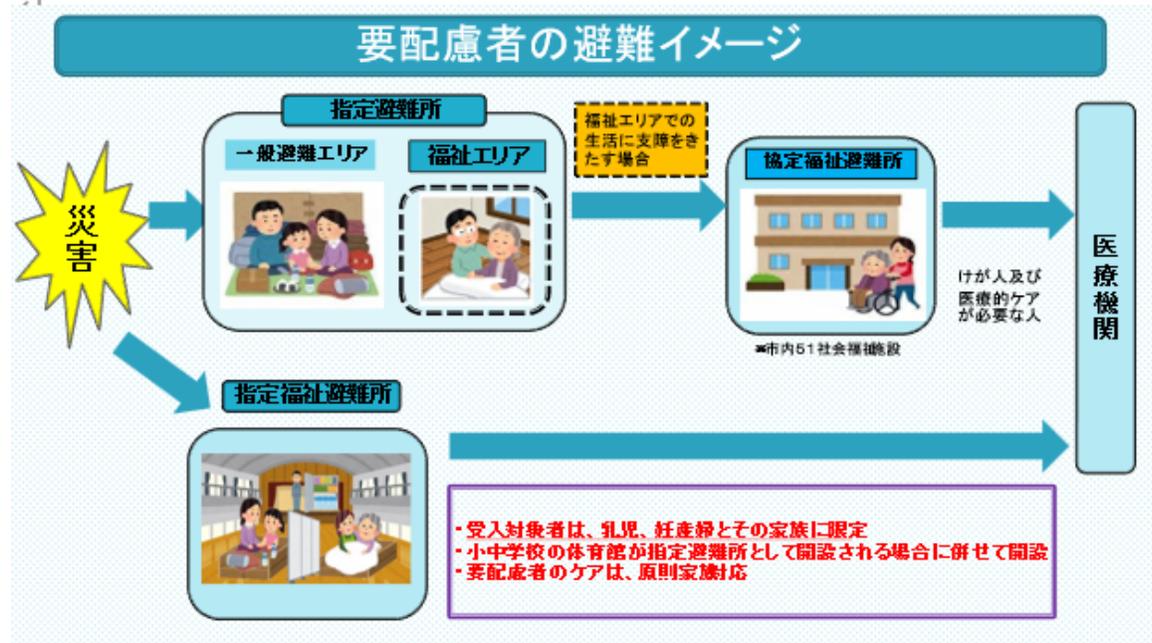
# 香川県 高松市の「福祉避難所について」

## 福祉避難所とは

- 災害時の避難生活において、通常の避難所での生活が困難と認められる者を収容する避難所です。
- 避難所は、「指定一般避難所（福祉エリア）」、「指定福祉避難所（市有施設）」、市が協定を結んでいる民間の社会福祉施設等である「協定福祉避難所」があります。
- 指定一般避難所（福祉エリア）は直接避難が可能です。
- 指定福祉避難所（市有施設）は、受入対象者を乳児、妊産婦とその家族に限定し、直接避難が可能です。
- 協定福祉避難所は、指定一般避難所（福祉エリア）での生活が困難な要配慮者を受け入れる避難所であり、施設の被災状況等を確認し、市と調整が整い次第移送するため、直接避難することはできません。
- 「医療機関」は、各避難所で、けが人や医療的ケアが必要な人が生じた際に、移送します。
- 要配慮者とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人等、災害発生時に特別な配慮を必要とする者としています。

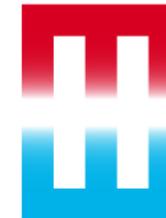
（津波避難ビルや高台、公園や駐車場など、地域が自主的に決めている避難所） ←

## 2-（ウ） 要配慮者の避難イメージ ←



※協定福祉避難所については、二次的避難所であるため、直接避難することはできない。 ←

# 訓練の概要



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

日時	令和6年11月18日（月）	令和6年11月20日（水）	令和6年11月28日（木）
施設の 種類	老人保健施設	障害者施設	特別養護老人ホーム
被害想定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和6年11月 午前9時に四国沖を震源地とする震度7の「南海トラフ地震」が発生</li><li>・ 市内全域の多くの建物が倒壊、津波あり</li><li>・ 高松市内全域でライフライン断絶、主要道路は利用不可</li><li>・ 電話回線の混乱は収まり、次第につながるようになっている</li></ul>		
福祉避難 所施設で の被害状 況（3施 設共通）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建物の被害はなく、津波などによる被害もなし。</li><li>・ ライフライン→電気：自家発電設備により使用可能 水道：使用可能</li><li>・ 施設の入居者及び職員の負傷無し</li><li>・ 自宅が被災した影響により、一部出勤できない職員が数名存在する</li></ul>		

# 訓練の項目



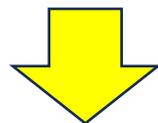
元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

- ① 福祉避難所の開設要請
- ② 福祉避難所の開設・受け入れ準備
- ③ 不足物資（人・モノ）の要請
- ④ 受入調整ができていない要配慮者への対応

# 福祉避難所開設前のストーリー

## ● 令和6年11月 午前9時に南海トラフ地震が発生（震度7）

- ⇒
- ・市内全域で多くの建物が倒壊 津波も襲来
  - ・主要道路は、電柱の倒壊や斜面の崩落により寸断
  - ・ライフラインは断絶しているが、電話回線の混乱は収束



## ● 市では、災害発生直後から「災害対策本部」を設置し、全ての指定避難所を開設

- ⇒ 地震発生から2日後には、「特別な配慮を必要とする避難者（要配慮者）の指定避難所での生活が困難になってきており、**福祉避難所の開設が求められている！！**

# 要配慮者の設定

## 【老健・特養】

要配慮者A：80歳 女性 要介護3 認知症あり（付添人 83歳 夫）

- ・自宅が地震で全壊。夫とともに指定避難所である近くの小学校に避難したが、徘徊著明・易怒性著明のため、他の避難者とのトラブルが多いことから、福祉避難所への避難が必要。

要配慮者B：75歳 男性 要介護4 車椅子歩行（付添人 72歳 妻）

- ・今回開設する福祉避難所の近隣に居住。
- ・地震により自宅が半壊、離れた指定避難所よりも近くにある福祉避難所に直接避難されてきた。



# 要配慮者の設定

## 【障害】

要配慮者A：45歳 女性 療育手帳A 知的障害、自閉症スペクトラム  
(付添人 72歳 母親)

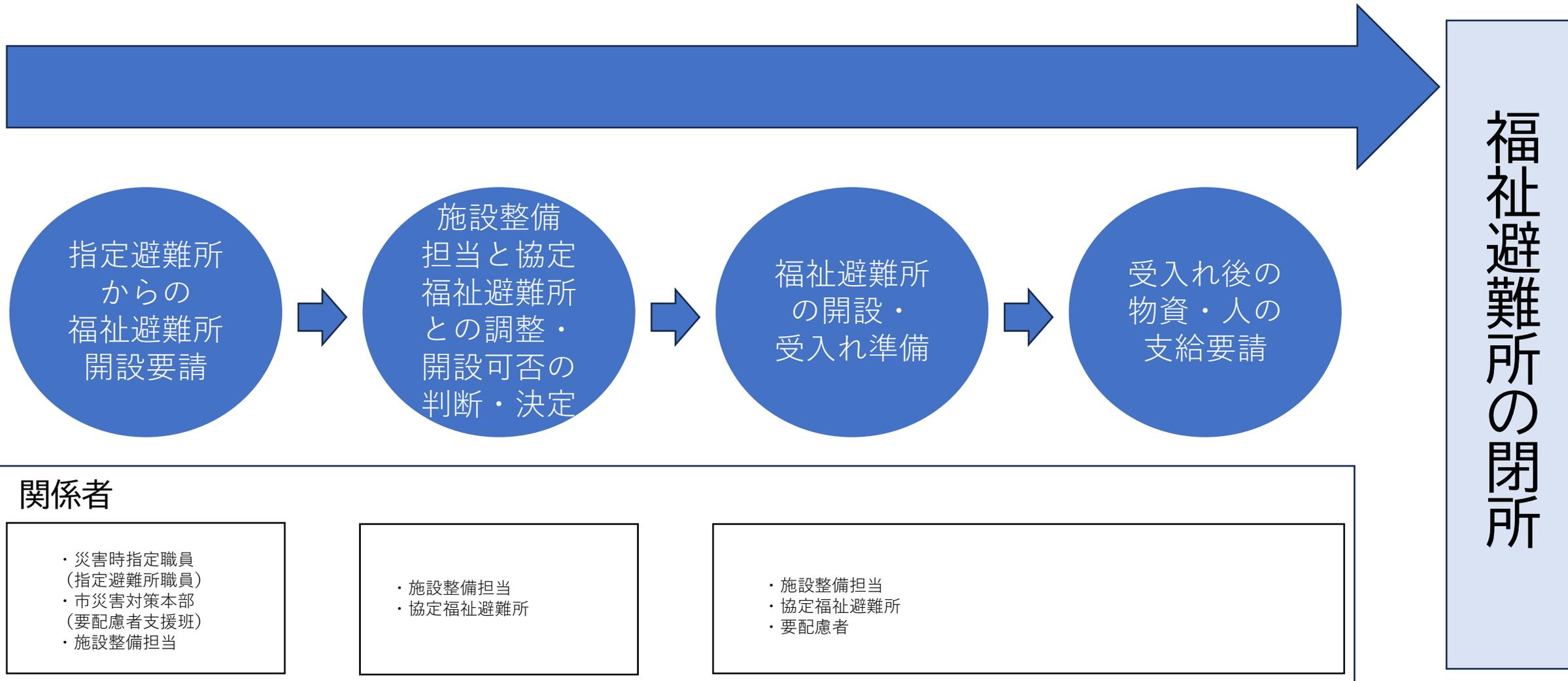
- ・ 自宅が地震で全壊。夫とともに指定避難所である近くの小学校に避難したが、人・物音に対する過剰反応、パニックも起こすことがあるため、一般避難所での生活が困難。
- ・ また、食事・排泄など基本的な生活動作に介助が必要 など

要配慮者B：45歳 男性 療育手帳B 自閉症スペクトラム (付添人 45歳 妻)

- ・ 今回開設する福祉避難所の近隣に居住。
- ・ 地震により自宅が半壊、離れた指定避難所よりも近くにある福祉避難所に直接避難されてきた。



# 訓練の流れ



# 訓練内容(開設決定～開設要請)

## 6 (1) 基本的な流れ

11月18日(月) 14:20～ 開設・運営訓練シナリオ	
<b>協定福祉避難所の開設決定～開設要請</b> 高松市では、災害発生直後から災害対策本部を設置し、災害対策本部は市内すべての指定避難所を開設した。地震発生から2日後の11月18日(月)には、それまで指定避難所で避難生活をしてきた特別な配慮を必要とする避難者の生活が困難になってきており、指定避難所に配置されている災害時指定職員から高松市災害対策本部へ連絡が入る。	
災害時指定職員 ⇨市災害対策本部 (要配慮者支援班)	<b>【災害時指定職員】</b> こちら古高松南小学校指定避難所の災害時指定職員の●●です。 こちらの指定避難所では、配慮が必要な方を福祉エリアで数名受入れておりますが、福祉エリアでの生活が困難なため、福祉避難所の開設を要請します。
	<b>【市災害対策本部 要配慮者支援班】</b> 承知しました。それでは、福祉避難所での受入が必要な人数およびその方の状況を教えてください。
	<b>【災害時指定職員】</b> 受入要請は1名です。お名前、高松花子 80歳女性。要介護3で認知症を患っており、徘徊著明、また易怒的であるため、指定避難所の他の避難者とのトラブルが多くみられる方です。その他、自立歩行は可能であり、日常生活動作(ADL)はすべて自立。しかしながら短期記憶障害のため、すぐに忘れる特徴があります。
	<b>【市災害対策本部 要配慮者支援班】</b> 承知しました。それでは、福祉避難所で受入ができるかどうか確認致します。確認でき次第、追って連絡致しますので、よろしく申し上げます。
市災害対策本部 (要配慮者支援班) ⇨施設整備担当	<b>【市災害対策本部 要配慮者支援班】</b> こちら災害対策本部 要配慮者支援班の●●です。ただ今、指定避難所の古高松南小学校におい

開設要請は、  
ほかにどのような方法があったら  
あつたらうか  
⇒ (福山市の場合)

- ・福祉班→対策本部へ要請
- ・協定法人からの要請

### 確認ポイント

- ・施設の状況  
(職員、施設利用者 等)
- ・受け入れるとした場合、  
施設の“どこ”を“どのように”  
にして利用するかの想定

(介護保険課)	て、災害時指定職員から、要配慮者1名の受入要請がありました。つきましては、協定福祉避難所の被災状況と、受入の可否を確認してください。	
	<b>【施設整備担当(介護保険課)】</b> 承知しました。受入が可能な施設を確認し、追って報告します。	④
施設整備担当 (介護保険課) ⇨協定福祉避難所	<b>【施設整備担当(介護保険課)】</b> こちら要配慮者支援班 施設整備担当の●●です。ただ今、高松市災害対策本部より協定福祉避難所開設の要請(検討)がありました。80歳 女性。要介護3で認知症を患っており、徘徊著明、また易怒的であるため、指定避難所の他の避難者とのトラブルが多くみられる方です。その他、自立歩行は可能であり、日常生活動作(ADL)はすべて自立。しかしながら短期記憶障害のため、すぐに忘れる特徴があります。 つきましては、貴施設での開設を要請したいと考えておりますが、施設の被災状況、スタッフの被災状況、ライフライン、受入スペースなどはいかがでしょうか。	☆
	<b>【協定福祉避難所(サンライズ屋島)】</b> こちら、「サンライズ屋島」の被災状況ですが、建物に大きな損傷はありません。また、ライフラインですが、電気は自家発電で供給可能であり、水も問題なく使用できています。電話回線についても、問題なく使用できています。 また、利用者状況についても、現在は皆様不安を訴えることもありますが、概ね平静を保っており、目立った混乱はありません。しかしながら、利用者居室は満床であり、受入できるとすればダイルーム(地域交流スペース)になると思いますが、出勤職員の人数や施設の状況も再度確認し検討しますので、後ほどご連絡いたします。	

# 訓練内容(開設決定～開設要請)

	【施設整備担当(介護保険課)】 承知しました。よろしくお願いたします。	
【協定福祉避難所において開設の可否について協議】 ・施設(建物、インフラ)の状況 ・施設利用者の状況 ・受入スペース ・職員の体調確認(ストレス) ・職員配置(人数) ・備蓄食料 ※原則、施設利用者を第一として受入可否の検討を行う		
協定福祉避難所 ⇔施設整備担当 (介護保険課)	【協定福祉避難所(サンライズ屋島)】 こちら、サンライズ屋島の●●です。 先ほどの福祉避難所の開設の件ですが、〇〇名受け入れが可能です。別途、協定福祉避難所開設可否報告書(様式2号)にて報告いたしますが、いかがでしょうか。	⑤ 様式2
	【施設整備担当(介護保険課)】 承知しました。市災害対策本部にて共有し、対応等追って連絡いたします。	
施設整備担当は市災害対策本部(要配慮者支援班)に施設状況を報告。その結果、市災害対策本部(要配慮者支援班)から施設整備担当に開設の指示が出される。		⑥
施設整備担当 (介護保険課) ⇔協定福祉避難所	【施設整備担当(介護保険課)】 高松市災害対策本部より、「サンライズ屋島」に対し、協定福祉避難所の開設を要請します。 「サンライズ屋島」には、要配慮者1名の受入をお願いします。後ほど、高松市より「協定福祉避難所開設要請書」(様式第1号)及び「要配慮者受入要請書」(様式第3号)「要配慮者等情報」(様式第4号)をFAXにてご連絡いたします。要配慮者はこれから移動の準備に入りますので、60分後に到着する見込みです。	⑦ 様式1 様式3 様式4 様式8

## 【開設決定～開設要請のポイント】

- 施設側
  - ・ 開設要請を受けた際、チェックしないといけない項目の洗い出し  
(施設の状況、職員配置、受け入れ可能スペースの確保、備蓄食料 等)
  - ★想定時に大事なのは、「災害時」という状況を考慮すること！！  
→平時の職員数や施設のスペース、食料の減るスピードではなく、災害時であることの意識が重要
- 行政職員側
  - ・ 関係機関との調整に向けた、事前情報の把握・整理  
→ 円滑な福祉避難所の開設要請のために、関係する機関や“だれがどの役割を担うのか”という情報の整理
  - 全般を管理する側(行政職員)と施設側とで開設までの流れや役割分担について、平時から意識合わせができていますか



# 訓練内容(不足物資(人・モノ)の要請)

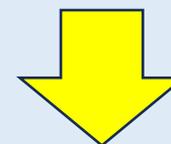
※不足物資の支給(や人)の要請		
協定福祉避難所 ⇔施設整備担当 (介護保険課)	【協定福祉避難所(サンライズ屋島)】 こちら、サンライズ屋島です。 要配慮者の状態から、食料、ポータブルトイレが必要な状況ですが、こちらに余剰在庫はありません。依頼書をFAXいたしますので、お願いします。	⑭⑮ 様式 10 様式 11 様式 12
	【施設整備担当】 承知しました。依頼書を確認し、手配します。また、搬入時期がきまりましたら、ご連絡します。	⑭⑮

-7-

## 【不足物資の要請 ポイント】

・福祉避難所の運営中において、

施設側 ⇒ 定期的な物資の在庫管理  
施設の人員体制



市町へ  
定期報告!

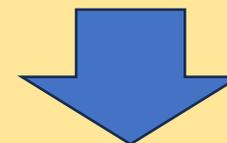
市町 ⇒ 各施設からの状況を把握・整理  
市で備蓄しているものから供給ができない部分については、**各協定・関係機関との調整を通じて、物資・ボランティアの供給**を検討!

# 訓練内容(直接避難のケース)

(4) 直接避難のケース

直接避難のケース	
要配慮者 B ⇨協定福祉避難所	【要配慮者 B の付き添い妻】 車椅子の夫と離れた指定避難所より、隣にある施設に避難させてください。
協定福祉避難所 ⇨施設整備担当 (介護保険課)	【サンライズ屋島 (協定福祉避難所)】 こちら、サンライズ屋島です。 ただ今、こちらに近隣住民の要配慮者と思われる方が避難して参りました。こちらは、生活スペースの確保も難しく対応困難な状況です。いかが対応いたしましょうか。
	【施設整備担当 (介護保険課)】 了解しました。こちらで対応を協議し、またご連絡します。その間、そちらで対応することは可能でしょうか。
	【サンライズ屋島 (協定福祉避難所)】 こちらで、少しの間であれば対応可能ですが、食事の余剰はありませんので、なるべく早くの返事をお願いします。
	【施設整備担当 (介護保険課)】 承知しました。またご連絡しますので、よろしくお願いします。
受入の調整ができていない要配慮者については、当該施設が福祉避難所である説明とともに、コミュニティセンターなどの指定避難所への避難を説明する必要がある。また、市災害対策本部への報告、相談が必要である。	

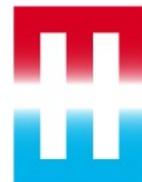
- 高松市の「避難所運営マニュアル」上では、「協定福祉避難所」については、“直接避難不可”としている。
- しかし、実際に災害が発生した際には、様々な理由から福祉避難所に直接避難されるケースが想定される。



**★そこで高松市では、直接避難があった場合の対応についても訓練のメニューに取り入れ、訓練の実効性を高めている！！**

- 要配慮者の方が直接避難されてきた場合の
- ・ 基本的な考え方 (= 直接避難はできない)
  - ・ 関係者との調整・やりとり を想定

⇒福祉避難所の運営訓練は、可能性として起こり得る事象も訓練に取り入れることが重要 (⇒実効性の向上)



ENERGY  
OF  
PEACE  
ひろしま

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>